

Vietnamese

Spanish

Japanese

日本語教育の 推進に向けた 基本的な考え方と 論点の整理について

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
課題整理に関するワーキンググループ

平成25年2月18日

文化庁文化部国語課

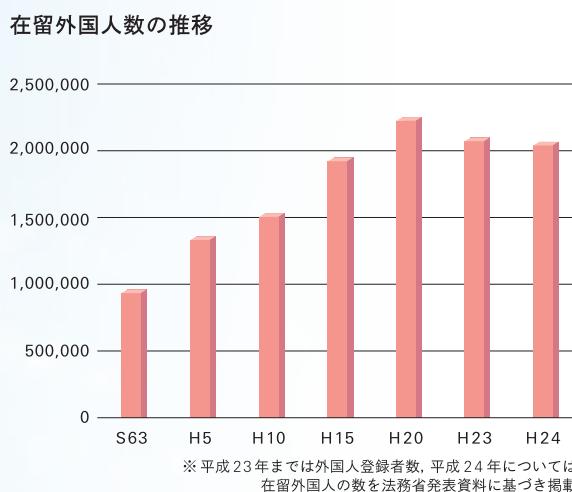
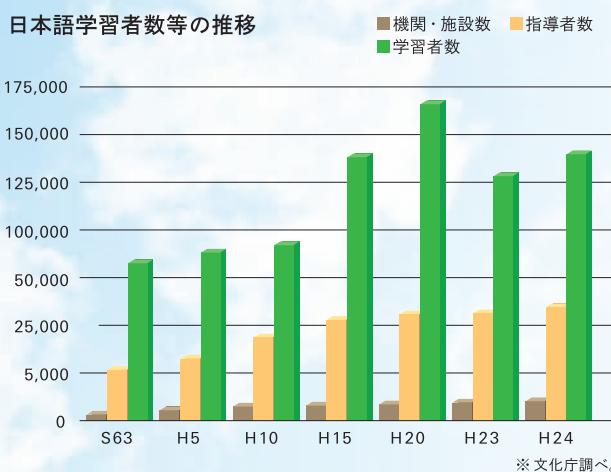
これからの日本語教育を 推進するために

日本語教育小委員会は、平成19年7月に戦後初めて「日本語教育」をその名称に冠する国の審議会の組織として文化審議会国語分科会に設置されました。小委員会では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実に向けて4年にわたり、計画的に検討・取りまとめを行ってきました。この間、各方面から日本語教育をめぐる様々な指摘がなされるとともに、日本語教育をめぐる状況の変化への対応が求められてきました。

このため、平成24年5月28日に小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理しました。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を整理しました。

日本語教育をめぐる状況の変化について



平成20年秋以降の世界的な経済危機や平成23年の東日本大震災の影響等により、平成20年末をピークに減少していますが、長期的に見ると外国人登録者数は、この20年で約100万人から約200万人に、国内の日本語学習者数も約6万人から約13万人に倍増しています。

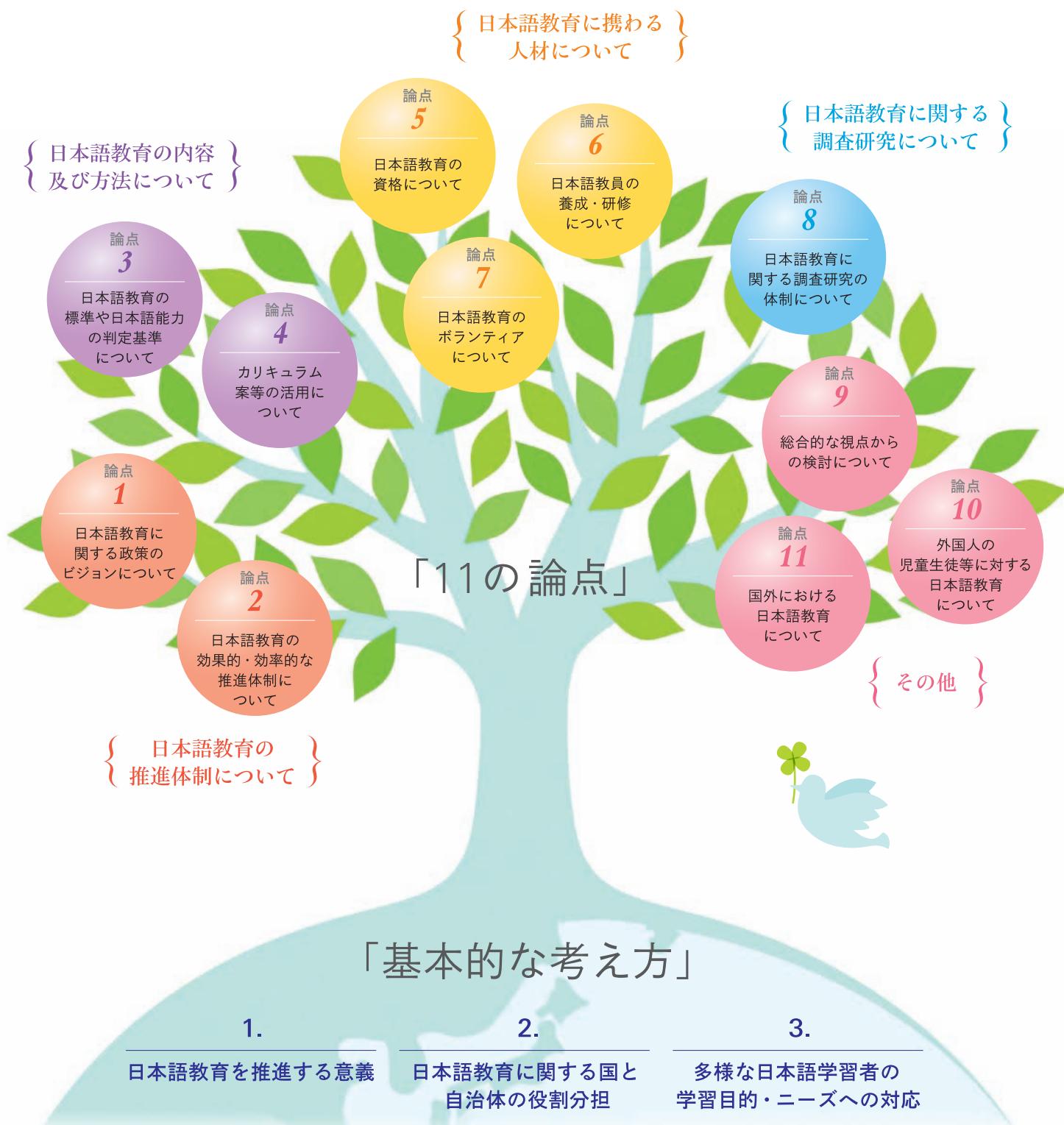
政府の総合プランと日本語教育

政府の様々な総合プランにおいて日本語教育は、基本的な取組の一つに位置付けられ実施されています。

平成18年12月	「生活者としての外国人」に関する総合的対応策〔外国人労働者問題関係省庁連絡会議〕
平成20年7月	留学生30万人計画〔文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省〕
平成22年8月	日系定住外国人施策に関する基本指針〔日系定住外国人施策推進会議〕
平成23年3月	日系定住外国人施策に関する行動計画〔日系定住外国人施策推進会議〕
平成24年8月	外国人との共生社会の実現に向けて（中間の整理）〔「外国人との共生社会」実現検討会議〕

日本語教育推進の「基本的な考え方」と「11の論点」

ワーキンググループでは、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理しました。その上で、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論する際の「検討材料」として主な論点を11項目に分けて整理しました。今後、「11の論点」に関し、必要に応じて調査等を行い、関係府省や関係機関等の議論なども見据え、検討していくことが必要です。



議論の際に留意すべきこと

○日本語教育を含め外国人施策全体を見据えてどうすべきかという総合的な視点を持つこと。そのためにも、日本語教育推進会議などの関係府省や関係機関・団体等との横断的な会議等を活用し、関連する政策との連携を図ること。
○日本語教育の関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるものとなるよう努めること。
○日本語学習者である外国人のニーズをできる限り踏まえること。
○客観的なデータなどを活用しながら、論拠を明確にすること。

※各論点の詳細は、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で御確認いただけます。

日本語教育を推進するに当たっての「基本的な考え方」について

「11の論点」の土台となるのが、日本語教育推進の「基本的な考え方」です。

「11の論点」について議論・検討する際の前提です。

ワーキンググループでは、その意義、国と自治体の役割分担、

多様なニーズへの対応と、大きく三つに分けて整理しました。

1. 日本語教育を推進する意義

日本語を外国人に教えることを柱とする日本語教育を推進する意義としては、例えば「生活者としての外国人」に対する日本語教育を念頭に置くと、次のようなことが挙げられます。

- ・外国人が生活上必要な日本語能力を身に付け、生活できるようにすることは「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等の趣旨に合致します。
- ・住みやすい地域づくりや地域の活性化につながります。
- ・地域住民が日本語教育に関わることを通じ、生きがいや自己実現につながるとともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながります。
- ・日本文化や日本への外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながります。
- ・日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながります。

このように日本語教育は、外国人を支援するためはもとより、日本社会全体にとっても大きな意義を有するものですが、これまで必ずしも広く意識されているとは言い難い状況です。

今後は、日本語教育の関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるよう努めていくことが重要です。

2. 日本語教育に関する国と自治体の役割分担

国、都道府県、市町村は、平成21年1月の文化審議会国語分科会取りまとめに示された下記のような役割分担を再確認の上、連携・協力しながら日本語教育を推進していく必要があります。

文化審議会国語分科会取りまとめに示された役割分担

国

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法等を指針として示す 等。

都道府県

国が示す標準的な内容・方法を参考に、実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整する 等。

市町村

都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施する 等。

3. 多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応

日本語を学習する外国人は、南米日系人のほか、留学生、難民、ビジネスパーソン、日本人の配偶者など極めて多様であり、その学習目的やニーズも同様です。このようなことから、日本語教育に関する取組は、その目的や分野に応じて、様々な関係府省や関係機関・団体等が役割分担を踏まえて行っています。

それぞれの目的や分野の日本語教育が、より効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担と捉え、必要な連携・協力を図り、その役割を十分に果たしていくことが重要です。

日本語教育を推進するに当たっての「11の論点」について

「基本的な考え方」を踏まえ、これまで各方面からなされてきた指摘も参考に、日本語教育の推進に当たっての主な論点について整理しました。

「11の論点」についての議論がなされ、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などの検討が重ねられることが必要です。



日本語教育の推進体制について

論点

1

日本語教育に関する政策のビジョンについて

どのような外国人を対象に、どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で、既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにはどのような内容を盛り込むのか具体的に検証することが必要。

その上で、次のような点に関して議論が必要。

- ・多様な日本語教育を盛り込むとすれば、留学生政策、入国管理政策、就労政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっている日本語教育を横断的に対象とすることとなるが、可能か、また、適切か。
- ・外国人が抱える問題は生活全般にわたり、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは十分と言えず、どう考えればよいか。
- ・我が国の将来像も念頭に、日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務やその受け入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか。
- ・日本語教育推進上、幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう示すか。

論点

2

日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

日本語教育に関する取組が、様々な関係府省や関係機関・団体等により行われるのは必要な役割分担であると捉え、連携・協力を図り、それぞれの役割を果たしていくことが大切。

日本語教育推進会議、日本語教育コンテンツ共有化システムなど、日本語教育に関する横断的な取組を通じて、全体として効果的・効率的に推進していくことが必要。



日本語教育の内容及び方法について

論点

3

日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を新たに作るべきという指摘がある。

現行の取組ではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにどのような対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。

その上で、次のような点に関しての議論が必要。

- ・日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作ることは可能か、また、適切か。
- ・新たな標準や基準を作るのがよいか、既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。

論点

4

カリキュラム案等の活用について

文化庁のカリキュラム案等が地域の日本語教育推進上の「よりどころ」として活用されるよう周知を工夫とともに、その効果を検証、改善し、再び提供するPDCAサイクルを構築していく方策の検討が必要。



日本語教育に携わる人材について

論点

5

日本語教育の資格について

日本語教育の資格を創設すべきという指摘があるが、現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。

その上で、次のような点に関しての議論が必要。

- ・新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
- ・日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
- ・新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題はないか。
- ・国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れ逆行し、民業圧迫とならないか。

論点

6

日本語教員の養成・研修について

平成12年3月、文化庁の協力者会議が取りまとめた「日本語教育のための教員養成について（報告）」や、平成24年3月、文部科学省の検討会議の報告書で示された、在留資格「留学」をもって在留する外国人を受け入れる日本語教育機関に対する国の「審査基準」の教員の要件は、大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修に当たって参考になると考えられる。大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はないと考えられる。

- ・留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。
- ・引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。

論点

7

日本語教育のボランティアについて

地域の日本語教育でボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか、自治体の取組や成果はどうかなど、まず自治体における日本語教育の体制について具体的に検証することが重要。今後、文化庁の取組の効果も検証し、必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討することが必要。



日本語教育に関する調査研究について

論点

8

日本語教育に関する調査研究の体制について

日本語教育政策の適切な企画・推進を図る上で、調査研究は重要。今後、文化庁を中心に、国立国語研究所、関係府省、自治体、日本語教育学会、大学等の協力を得て、政策的に必要な調査研究の実施が必要。



その他

論点

9

総合的な視点からの検討について

日本語教育は多様であり、日本語教育の推進方策等について議論する際には、どのような日本語教育を想定するか明確にすることが必要。

また、外国人が抱える問題は日本語能力の問題にとどまらず、他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。さらに、外国人の権利・義務やその受け入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるかは、避けて通れない重要な問題。

このようなことから、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要であり、社会全体で考えるべき。

「外国人との共生社会」実現検討会議の議論にも留意し、日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに、必要な調査研究や国民に対する情報発信・PRを行っていくことが重要。

論点

10

外国人の児童生徒等に対する日本語教育について

日本で生活する上で日本語能力を身に付けていることは極めて重要。日本語ができないことにより、学校での学習が遅れたり、友達がなかなかできず不登校になったりするケースがあり、日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け、キャリアを形成していくかは大きな問題。今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要。

論点

11

国外における日本語教育について

国外の日本語学習者は、平成21年で365万人を超え、日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等への積極的な日本語教育の展開が期待される。また、日本語・日本文化等、日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討することが必要。

今後とも関係府省等が連携・協力し、国外における日本語教育の一層の充実が必要。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（敬称略・五十音順）

平成25年2月18日現在

石井 恵理子	東京女子大学教授
伊東 祐郎	国立大学法人東京外国語大学教授、留学生日本語教育センター長
○ 井上 洋	一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
○ 岩見 宮子	公益社団法人国際日本語普及協会理事
○ 尾崎 明人	名古屋外国語大学教授
加藤 早苗	インターナショナル日本語学校代表
金田 智子	学習院大学教授
○ 小山 豊三郎	愛知県地域振興部国際監
○ 迫田 久美子	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究・情報センター長
佐藤 郡衛	国立大学法人東京学芸大学副学長・理事
嶋田 和子	一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事
○ 杉戸 清樹	独立行政法人国立国語研究所名誉所員
中野 佳代子	元公益財団法人国際文化フォーラム業務執行理事
西澤 良之	独立行政法人国際交流基金日本語試験センター所長
○ 西原 鈴子	日本語教育研究者
春原 憲一郎	財団法人海外産業人材育成協会理事 AOTS 事業部 AOTS 日本語教育センター長

（○はワーキンググループメンバー。◎は日本語教育小委員会主査、ワーキンググループ座長）

文化庁では次のような取組を通じ、日本語教育を支援しています

文化庁では、日本語教育に関するカリキュラム案の作成や、

教育担当者のための研修会を積極的に推し進め、日本語教育全般を広く支援しています。

各資料やデータベースは、主にWebサイト「文化庁 | 国語施策・日本語教育」(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/)からダウンロード・御利用いただくことが可能です。

「生活者としての外国人」に対する 日本語教育の参考資料として御活用ください

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における標準的なカリキュラム案について
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における標準的なカリキュラム案 教材例集
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 データベースシステム



「生活者としての外国人」に対する 日本語教育を実施するに当たり御活用ください

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業



事業の取組の様子

日本語教育全般に関する研修会、協議会に御参加ください

- 地域日本語教育コーディネーター研修
- 日本語教育研究協議会
- 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修
- 日本語教育推進会議



地域日本語教育コーディネーター研修



日本語教育研究協議会

その他、日本語教育に関する最新情報・データなど

- 日本語教育コンテンツ共有システム NEWS
- 国内の日本語教育の概要（通称「日本語教育実態調査」）
- 文化庁月報「地域日本語教育の現場からー全国リレー紹介」

